

小松市届出避難所要綱をここに公表する。

令和8年9月1日

小松市長 宮橋 勝栄

小松市届出避難所要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域にある施設等を届出避難所として登録することで、災害が発生し、又は災害の発生のおそれがある場合に、市民が指定避難所等（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の4第1項の規定により市長が指定する指定緊急避難場所及び法第49条の7第1項の規定により市長が指定する指定避難所をいう。以下同じ。）に避難する前の中継地点として、又は一時的に避難できる場所を確保することを目的とする。

(対象とする施設)

第2条 届出避難所として届け出ることができる施設は、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の同意を得た地域の集会所又は民間施設等（以下「集会所等」という。）であって、避難所として利用しようとする災害の種別（土砂災害、洪水、津波、地震等）に応じて安全を確保できる施設とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(届出対象)

第3条 届出避難所の届出対象者は、町内会、自主防災組織その他これに準じるものとして市長が適当と認めた組織（以下「町内会等」という。）の代表者とする。

(届出)

第4条 届出避難所の登録を受けようとする者（以下「届出者」という。）は、届出避難所登録届出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 届出者は、当該届出に係る公民館・集会場等が届出者の所有でない場合は、当該公民館・集会場等の所有者等の同意を証する書類を添付するものとする。

(登録)

第5条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る公民館・集会場等を届出避難所として登録する。ただし、当該届出に係る公民館・集会場等が第2条に規定する施設に該当しない場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出避難所の登録をするにあたり、届出避難所の開設に関する条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による届出避難所を登録したときは、届出避難所登録通知書（様式第2号）により、届出者に通知するものとする。

(開設及び運営並びに費用負担等)

第6条 届出避難所は、町内会等が自主的に開設し、運営することとする。

2 孤立集落対策として市長が災害重要地域と認めた町内会等は、あらかじめ別表に定める物資（以下単に「物資」という。）の供与を市に要請することができる。

3 届出避難所の運営が長期化する場合、又はそのおそれがある場合において、町内会等は、必要な物資の供与を市に要請することができる。ただし、供与される物資は原則町内会等が、校下、地区における拠点となる避難所等で受領することとする。

4 町内会等は、前2項の規定により供与を受けた物資を自己の責任により適正に管理するものとする。

(市への報告)

第7条 町内会等は、届出避難所を開設したときは、市に報告するものとする。

2 町内会等は、開設直後及び市から求めがあったときは、避難者数等を市に報告するものとする。

3 町内会等は、届出避難所を閉鎖したときは、市に報告するものとする。

(事故等の損害賠償等)

第8条 届出避難所における事故等によって、町内会等が損害を受けることがあっても、市はその責を負わない。

(登録内容の変更)

第9条 町内会等は、届出避難所の登録内容に変更があったときは、その旨を届出避難所登録内容変更届出書（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

(廃止の届出)

第10条 町内会等は、届出避難所を廃止したときは、その旨を届出避難所廃止届出書（様式第4号）により市長に届け出るものとする。

(研修、訓練等)

第11条 町内会等は、届出避難所への避難が想定される地域住民に対して、研修、訓練等を実施し、当該避難所の利用に関する理解促進に努めるものとする。

2 通信機器及び発電機の使い方について、定期的な訓練を行い、有事の際に円滑に活用できる体制を構築するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。

別表（第6条関係）

物 資	供与数
通信機器（携帯電話）	1基
発電機（初回：オイル・カセットガス）	1基
毛布	1枚×想定避難者数 ※最低5枚
簡易トイレ	15回×想定避難者数
アルファ化米（パン）	9食×想定避難者数
水（0.5L）	18本×想定避難者数